

事務連絡

平成21年9月1日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課 御中

各都道府県私立学校主管課

各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課

消費者庁消費者情報課

文部科学省大臣官房総務課

## 消費者事故等の通知について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、先般の閣議において平成21年9月1日に消費者庁が発足することが決定され、消費者安全法（平成21年法律第50号）も同日付で施行されることとなりました。

同法においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、都道府県知事及び市町村長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、原則として消費者庁長官に通知（重大事故等については直ちに通知）することとされていますが、同法第12条第3項第3号及び同法施行規則第9条第5項において、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することで代えることが認められています。これらの規定に基づき、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することといたします。

つきましては、貴管下における教育機関等での消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、文部科学省担当課へ通知いただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）所管の教育機関等における消費者事故等の通知については、都道府県教育委員会で集約した上で文部科学省担当課に通知していただくことといたします。都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対し本通知の趣旨を御周知いただきますようお願いいたします。

なお、通知にあたっては、【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】を御参照の上、御対応いただくようお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

(身体・生命に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9201 (直通)

FAX : 03-3507-9290

(財産に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者情報課

TEL : 03-3507-9179 (直通)

FAX : 03-3507-9286

(文部科学省への問い合わせ先)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

FAX : 03-6734-3590

<消費者事故等報告先>

消費者事故等が発生した場合、通常連絡をお取りになっている文部科学省担当課に御報告下さい。(報告にあたっては、【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】を参照下さい。)

【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】

○ 消費者安全法第2条第6項各号、第12条第1項に掲げる生命・身体に関する重大事故等の例

学校に設置されている天窓において、児童生徒等の不適切な方法による使用や、防護柵の設置等の安全対策の不備等により、児童生徒等が転落し死亡などの重大な結果を招いた事例。

<補足>

死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を負う消費者事故等については重大事故等として直ちに通知いただく必要があります。

○ 消費者安全法第2条第5項第1号及び第2号、第12条第2項に掲げる生命・身体に関する消費者事故等の例

学校に設置されている遊具において、児童等が通常的使用方法により使用していたにもかかわらず、当該遊具の構造の欠陥等により発生した事故であり、例えば当該事故が発生した遊具と同一様式の遊具が広範な地域で使用されているなど被害拡大が懸念される事例。

<補足>

重大事故等ではない生命・身体に関する消費者事故等についても、被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

○ 消費者安全法第2条第5項第3号、第12条第2項に掲げる財産に関する消費者事故等の例

学校の学生募集のパンフレットには取得可能とうたわれていた資格が、実際には取得が不可能であり、資格取得のために授業料を支払った学生に損失を与える事件が相次いだ事例。

<補足>

財産被害を発生させるおそれがある取引や表示に関する事案についても消費者事故等に当たります。被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

※ 学校給食における食中毒については、既に「学校給食衛生管理基準の施行について（21文科ス第6010号 H21・4・1付 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）」によって報告を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねてする必要はありません。